

泉大津市立小津中学校 P T A 規約 (案)

- 第 1 条 本会は泉大津市立小津中学校 P T A とよぶ。
- 第 2 条 本会の目的
1. 保護者と教職員が密接に連携して、生徒が校内外で健やかに成長し、よりよく教育されるように努力する
 2. 会員相互の親睦を図るとともに民主的教養を高める。
- 第 3 条 本会の方針
1. 本会は会員全体の意見に従って行動し、いずれの宗教、政党及び思想にもかたよらない
 2. 本会は生徒の幸せの為に働く社会団体あるいは会等と力を合わせる
 3. 本会は学校のことについて意見をかわし、教育をたすけるが校長、教頭及び教員の人事には立ち入らない
- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う
1. 生徒の学問、技術ならびに理想を高めるのに必要なこと
 2. 生徒の病気を防ぎ身体をよくするのに必要なこと
 3. 会員相互の親しみを深め、教養を高めるに必要なこと
 4. 教員及び学校に勤める人の研究修養をたすけること
 5. 教育上必要な連絡あるいは相談や研究をすること
 6. 教育上必要な学校の設備をととのえること
- 第 5 条 本会の会員
1. 学校に在籍する生徒の保護者
 2. 学校に勤める校長、教頭及び教職員
- 第 6 条 本会の役員及び役員の選挙方法
- | | | |
|-----|-----|------------|
| 会 長 | 1 名 | 生徒の保護者から選出 |
| 副会長 | 2 名 | 上に同じ |
| 書 記 | 1 名 | 会員から選出 |
| 会 計 | 1 名 | 上に同じ |
- *役員候補者の指名は次のようにして行う
- ・指名委員会は校区全会員の互選により選出された方々を委員とし構成する。必要に応じて役員は指名委員会に参加することができる
 - ・役員候補者は指名委員会によって選出する
 - ・役員は毎年 4 月の総会において、指名委員会で選出された役員候補者の承認を得て決定する。但し正規の手続きを得て立候補者があった場合は総会での投票により多数決で決定する。(立候補を希望する者は 5 名以上の会員の同意を得て、総会 5 日前までに会長に届け出ること)
 - ・役員の任期は 1 年とする。但し事情により再任することができる
 - ・同一人が同時に役員を兼ねることはできない
- 第 7 条 定期総会は毎年 4 月に開き、臨時総会は必要ある時に開く。なお感染症や災害などで総会を開くことができない場合は、書面や電子媒体で議案を決議できる。
- 第 8 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする

付 則

- 第 1 条 本会会費は一律月額 2 3 0 円とし、4 月と 3 月を除いて毎月納める

第2条 役員の仕事

- 会長 ・会務を司り外部に対して会を代表する
・必要に応じて各委員を召集する
・すべて委員会の報告を受ける
- 副会長 ・会長を補佐し、会長の事故ある時は代理を務める
- 書記 ・会員名簿を整理し、常に会員異動について周知する
・すべての会及び会の活動状況を記録し、保管する
・総会で報告し、承認を受ける
- 会計 ・すべての収入、支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも
会員の閲覧に備える
・総会で報告し、承認を受ける

第3条 特別な会合は次の通り行う

1. 臨時総会は会長又は実行委員若しくは総会員の4分の1以上の要求によって開くことができる
2. 必要に応じて会長が各種委員を召集して委員会を開くことができる
3. 学級別、地区別の集会は各単位委員の同志によって、随時開くことができる

第4条 本会は次の委員会を設けることができる。これらの委員は会長が他の役員及び校長の意見を聞いて委嘱する。

1. 本部役員会 P T A 5 役、学校管理職をもって構成し、各委員会を掌握し報告を受け外部との折衝に努める
2. 企画委員会 総会、例会などについて開催の計画、概要並びに催しの内容等について具体的に計画原案を作成する
3. 施設委員会 学校の諸施設、備品など全般にわたり点検し、学校全体の環境整備に努める
4. 保体委員会 生徒の健康増進と安全を図る為の研究及びクラブ活動を支援するとともに会員自身の体育行事の計画立案を行う
5. 研修委員会 会員の教養を高め、相互のコミュニケーションを深めることを目的とする研修及び家庭教育の充実、発展の為の研修を行う
6. 育成委員会 生徒の健全育成に積極的に協力すると共に家庭と学校との連携を進める
7. 広報委員会 会報の編集と発行、その他広報に関することを行う
8. 学級委員会 学級担任と保護者との連絡、調整に努める

第5条 校長、教頭は学校管理ならびに教育上、各委員会に出席して意見を述べる ことができる

第6条 本会に実行委員会を設ける

1. 役員並びに委員長及び校長、教頭、P T A 担当教員をもって構成する
2. 各委員会で立案された事業計画の連絡、承認と総会に提出する議案、報告など会の総合的な事務、事業について協議し会長が必要と認めた時に開催する

第7条 本会の会計が適切に執行され、また会計簿等が正しく処理されるよう監査 助言するため次の委員を設ける

会計監査委員 1名（前年度会計）

第8条 本会に相談役を置く

第9条 慶弔規定は別途小津中学校P T A 慶弔規定によるものとする

第10条 この規約及び付則は会員の2分の1以上の出席及び委任で成立した総会で の出席者の過半数が賛成した時、改正することができる